

デイサービスいっぷく 料金表(円)

令和元年10月

通所介護

改定後 改定前 差額

	通常規模7-8時間	入浴介助加算	サービス体制強化加算Ⅱ(月額)	生活機能向上連携加算	ADL維持等加算	※処遇改善加算Ⅰ	※特定処遇改善加算Ⅱ	昼食	おやつ	合計(日額)	合計(日額)	差額
介護度1	648	50	6	※2 200/月	※3 3/月	41	7	550	101	1,403	1,378	25
介護度2	765	50	6			48	8	550	101	1,528	1,500	28
介護度3	887	50	6			55	9	550	101	1,658	1,628	30
介護度4	1,008	50	6			62	10	550	101	1,787	1,754	33
介護度5	1,130	50	6			69	11	550	101	1,917	1,882	35

予防介護・日常生活支援総合事業(従来型)通所サービスA6

改定後 改定前 差額

介護度	基本利用料(月額)	入浴介助加算(基本料金に含)	サービス体制強化加算Ⅱ(月額)	生活機能向上連携加算	ADL維持等加算	※処遇改善加算Ⅰ	※特定処遇改善加算Ⅱ	昼食	おやつ	合計(月額)	合計(月額)	差額
要支援1	1,655	/	24	※2 200/月	/	111	19	550	101	2,460	2,410	50
要支援2	3,393	/	48		215	36	550	101	4,343	4,267	76	

総合事業(予防従来型)と要支援の方は月額制となっていますので基本料金 + 利用回数 × 食費(651)を足した額が月の利用料になります。

予防介護・日常生活支援総合事業(緩和型)通所サービスA8(緩和型A8サービスは加算項目はありません)

総合事業	基本利用料(1回)	入浴	昼食	おやつ	合計(日額)
要介護認定なし又は要支援状態の方	350	※緩和型は入浴なしとなります。	550	101	1,001

※1 処遇改善加算Ⅰは、介護報酬単位(昼食代、おやつ代除く)合計数の5.9%となります。

※2 特定処遇改善加算Ⅱは、介護報酬単位(昼食代、おやつ代除く)合計数の1.0%となります。

※3 生活機能向上連携加算は、リハビリの加算となります。個別メニューのリハビリが受けられます。月額200円の負担がかかります。

※4 ADL維持等加算は、ADL評価(パーセルインデックス)を1回/6ヶ月実施し、加算基準に達した場合、令和1年⇒3円/月、令和2年以降⇒6円/月の料金負担がかかります。